

## 実施要領

### プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和8年1月7日

高岡市長 出町 譲

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

高岡御車山祭ポスター・デザイン制作業務委託

##### (2) 業務内容

別紙仕様書参照

##### (3) 発注課

産業振興部観光交流課

##### (4) 履行期限

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

##### (5) 提案限度額

350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 2 資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者であること。

(ア)高岡市入札参加資格者名簿に登載された者であること。（参加表明書提出時点に競争

入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請  
を行い、受理されること。）

(イ)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれか  
に該当する者でないこと。

(ウ)高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(エ)本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人  
事関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。  
以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の  
関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再

生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。

- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
  - イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- ニ) 組合の理事
  - ホ) その他業務を執行する者であって、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

### 3 日程及び事務手続き

#### (1) 日程

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。

ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

内容	期間等
実施要領の公表	令和8年1月7日（水）
質問書の受付期限	令和8年1月13日（火）午後5時
質問書の回答期限	令和8年1月14日（水）午後5時
参加表明書等の提出期限	令和8年1月16日（金）正午
企画提案書等の提出期限	令和8年1月29日（木）午後5時
選定結果の通知	令和8年2月5日（木）
契約締結（予定）	令和8年2月6日（金）

#### (2) 参加表明書について

本プロポーザルに参加希望をする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

##### (ア) 受付期間

令和8年1月7日（水）午前9時から令和8年1月16日（金）正午まで

(イ)提出書類

- ①プロポーザル参加表明書
- ②会社概要
- ③参加資格誓約書
- ④会社概要（パンフレット等）

(ウ)提出場所

〒933-0029 高岡市御旅屋町 101 番地 御旅屋セリオ 5 階

TEL:0766-20-1301 FAX:0766-20-1496

Email : kankou@city.takaoka.lg.jp

高岡市産業振興部観光交流課 担当：三箇

(エ)提出部数 各 1 部

(オ)場所及び方法

持参、郵送、FAX、電子メールにて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

※郵送及び FAX の場合は、収受確認のため、送付後に電話をお願いします。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和 8 年 1 月 19 日（月）までに電子メールで通知する。

(4) 質問書について

仕様書等に質疑のある場合は、指定した期間内に、「質問書」を提出すること。

(ア)受付期間

令和 8 年 1 月 7 日（水）午前 9 時から

令和 8 年 1 月 13 日（火）午後 5 時まで

(イ)提出方法

電子メール、FAX、持参のいずれかとする。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

※持参の場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

※FAX の場合は、収受確認のため、送付後に電話をお願いします。

(ウ)受付場所

参加表明書に同じ

(エ)回答方法

回答は質問者に対して、電子メールで行います。また、質問者の法人名を伏せたうえ高岡市ホームページで公表します。

(5)企画提案書について

(ア)受付期間

令和8年1月27日（火）午前9時から

令和8年1月29日（木）午後5時まで（必着）

(イ)提出方法

郵送、持参のいずれかとする。

なお、「(エ)③ポスターイメージ」中「PDFまたはjpegデータ」についてのみ、電子メールにて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、1月29日（木）必着とする。

(ウ)提出場所

参加表明書に同じ

(エ)提出書類

①企画提案書

（様式は任意。A4判であれば縦横は問わない。ページ数は問わない。）

- ア記載内容
- ・ポスターデザイン案（1案のみ）
  - ・キャッチコピー
  - ・デザインコンセプト

イ提出媒体 A4サイズにて紙出力。ページ数は問わない。

ウ提出部数 業者名を記載したもの1部、業者名を記載しないもの5部

②見積書 1部

③ポスターイメージ

ア提出媒体 B1サイズにて出力したもの（B1より小さい用紙を張り合わせたものでも構わない。）及びPDF又はjpegデータ

イ色 数 カラー

ウ提出部数 1枚

※各書類は審査員に配布するため、業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。

## (6) 選定方法・結果の通知について

### (ア) 受託候補者の選定方法

書面審査を実施し、点数の合計が最も高い提案者を委託候補者として決定する。最高点のものが複数あった場合は、見積書の金額が低い方の提案者を委託候補者とする。評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

### (イ) 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せたうえ高岡市ホームページで公表します。

## 4 契約の締結

前述により選定された受注候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となつた場合には、評価点数の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

## 5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 見積金額が事業予算額を上回る場合
- (5) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) 実施要領の内容を遵守しない場合
- (8) 前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (9) その他選考委員会が不適合と認める場合

## 5 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (4) 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- (5) 参加表明後、企画提案を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(6) 提出された企画提案書等は、高岡市情報公開条例(平成17年11月1日条例第25号)に基づく情報公開請求の対象となります。提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

(担当) 産業振興部観光交流課観光振興係  
(電話) 0766-20-1301  
(メール) kankou@city.takaoka.lg.jp